

箕面市障害者市民施策推進協議会結果報告書

会議名：令和4年度箕面市障害者市民施策推進協議会

第1回障害者差別解消法部会

日時：令和5年（2023年）3月27日（月）午後1時30分～3時

場所：ささゆり園 プレイルーム

出席者：構成員等7名、事務局2名

傍聴者：なし

協議内容：下記のとおり

1. 冒頭

◆座長挨拶。

◆配布資料及び案件と時間配分を確認。

2. 各案件

【案件1】障害者差別解消法に基づく取り組みについて

◆資料1-1、1-2、1-3に基づき事務局より説明。

◆以下のとおり質問、意見があった。

- ・ 令和6年4月1日から事業者による合理的配慮が義務化されるとのことだが、全ての事業者が対象になるのか。

→（事務局）

営利非営利問わず全ての事業者が対象になる。実際の対応は実現可能性や負担の度合いにより、個別のケースで考えていくことになる。

- ・ 事業者の部会への参加とあるが、具体的なイメージはあるか。

→（事務局）

詰めた検討はできていない。合理的配慮を行う場合に事業者としてどんな負担があるのか個別でヒアリングなどが必要かもしれない。

- ・ 飲食店、公共交通機関に入ってもらったらどうか。

- ・ 建築や不動産関係など、相談が多いところがいいのでは。宅建業者や商工会議所、観光協会など、そこから個々の業者に話を下ろしてもらえるようなところがいい。ルール作りも必要。

→（事務局）

資料3のとおり国の基本方針が令和6年4月に改正されるが、不当な差別的取り扱いに該当する場合、しない場合の例示がされている。今後業種毎にこういった事例が示されていくのではないと思われる。

- ・ アンケートの速報版について、身近に障害のある人がいると答えた人が意外に多いし、問13で自宅の近所に施設ができることを好意的に捉えている人が多くて嬉しく感じるが、実際にはどうだろうと思う。この間の施設コンフリクトのことを

思うと、総論賛成各論反対の現れではないか。

- ・ 回答が模範的に感じる。障害者が地域で暮らすことについて社会の理解があると答えた人が多いが、現実的にはもっと少ないと思う。
- ・ 問 18 で、理解を進めるために学校教育や幼少期からの交流が必要だと答えた人が多いが、学校教育だけでは乗り越えられないと思う。

→ (事務局)

問 13 は、好意的な回答が多い一方で、説明があれば構わないとか、施設の種類などによるという回答も半数近くある。これも総論賛成各論反対の現れとも考えられる。一方で、問 16 では、自分や家族が施設を利用する場合は住みなれた地域がよいと思う人が多い。また問 14 で、近所に施設ができてほしくないと思う理由が、なんとなくという人が 37 パーセントいる。知らないことからくる漠然とした不安の裏付けとも考えられる。

- ・ 他人ごととして考えたときと、自分が当事者になるかもしれないと考えたときの答えが相反している。自分ごとになっていない。
- ・ 市内のとある校区の福祉関係者が、障害者の施設がどんなところか知りたいということで、瀬川のワークセンターささゆりに見学に行った。参加者からは、実際に行ってみて知ることが大事、遠いところから通所して送迎も大変といった話を聞いてつらくなったなどの感想が聞かれた。知れば漠然とした不安が解消できるかもしれない。何となくで反対するのはもったいないと思う。
- ・ 人権フォーラムの分科会で、パオみのおの問題について、地域の方が反対の署名をしているから反対するものなんだと思って署名してしまったという話を聞いた。正しく知らせる必要があるが、知らせかたが大切。知らせることでプラスに働かどうかも分からない。
- ・ パオみのおの問題について、自分の身近にも詳細を知らずに署名した人がいた。知ったからといって賛成になるとは限らないが、ムードに流される人が多いかもしれない。説明せず先に施設を作るというのもありかもしれない。昨年 7 月の人権啓発推進協議会の学習会での講師の意見もそうだった。正確な情報が伝われば反対する人も減るかもしれない。このアンケートも表面的なものにならざるを得なかったかもしれない。
- ・ アンケートの回収率の高さを見て、統計的に有意性があると思った。問 30 の差別に関する相談窓口の認知度の低さ、健常者の問 10 における障害者差別解消法の認知度の低さに驚いた。問 8 の共生社会という言葉は聞いたことがあるという人が意外と多いのに驚いたが、一方で差別解消法や相談窓口は知らないという現実がある。情報や事例を発出していかないといけないと思う。今後の取り組みについて、ホームページや SNS の活用など、イメージはあるのか。

→ (事務局)

具体的な手法や取り組みは決まっていないが、好事例や好ましくない事例などを掲載するなど、ホームページの工夫がいると思う。

- ・ ホームページの閲覧アカウント数はわかるのか。客観的な数字として把握して、ホームページがツールとしてどのくらい啓発に使えるか認識したほうがいい。低いなら、ホームページ以外の方法での発信を考えるべき。SNS しかりいろんな手段がある。具体的に進めてほしい。
→（事務局）
引き続きアイデアをいただきながら検討したい。
- ・ 法律は知らない人のほうが多いと思う。
- ・ 合理的配慮の義務化を知らない事業者もいると思う。どうやって周知されるのか。
- ・ →（事務局）
業種毎に周知されていくと想定される。府でもリーフレットを作っているの
で、同様な周知方法がとられると思われる。
- ・ 合理的配慮について、学校は今までも法的義務だったのか。
→（事務局）
公立であれば、行政機関等に含まれるのですでに法的義務になっている。私立の学校は現在は努力義務。
- ・ 18 歳未満のアンケートで、学校などで嫌な思いをしたことがあると答えた人がいるが、一方で相談窓口のことは知られていない。学校にも相談窓口があるのか。
→（事務局）
一義的には学校などの先生。小中学校であれば教育センターや人権施策室でも相談を受ける。

【案件 2】 障害者差別解消法にかかる相談事例について

◆資料 2-1、2-2 に基づき事務局より報告。

◆以下のとおり質問、意見があった。

（※資料 2-2 及び事例の詳細にかかる部分については、個人の特定を防ぐため非公開としています）

- ・ 障害者のかたが不快な思いをされた件について、自分も市に伝えたことがあるが、そういったものはどうすればこの件数にあがってくるのか。
→（事務局）
障害者差別に関わる不快不満としての事例であれば、カウントが出来ていなかったと思われるので室内で共有したい。
- ・ 事例 1 について、知人が保健所に、本人が困っていることを伝えたのに、その後連絡が無かったのはなぜか。また事例 3 について、3 年前の事例を改めて相談されたのは、何かきっかけがあったのか。
→（事務局）
保健所に確認したが、コロナ対応にかかる混乱期でもあり、電話を受けた職員は確認出来なかったとのことだった。3 年前の事例については、改めて思い出すきっかけがあったわけではないと聞いている。

- ・ コロナ禍の対応で、本人が聴覚障害者などコミュニケーション困難な方であった場合、対応によっては命に関わるかもしれない。今後はどうしたらよいのだろうか。
→（事務局）
ご指摘のとおり万が一のことも考えられるので、今後の対応を考えてもらうよう保健所に依頼した。

【案件3】その他

（情報提供）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更について

- ◆事務局から資料3に基づき情報提供。
- ◆以下のとおり質問、意見があった。
- ・ 事業者などの過重な負担がない程度の判断が難しい。解決に向けてどういう流れになっていくのか。どこかの機関が間に入るのか。
→（事務局）
相談者が希望すれば市から事業者に話をしに行くこともある。過重な負担の判断は非常に難しい。今後改正される基本方針にもあるとおり、「建設的な対話」として双方で考えていくのが理想だと思う。府にも広域支援相談員という専門の相談員がいて、ケースによっては話し合いに入ってもらえることもできる。

以上